

朝霞市行政改革推進基本方針

令和8年（2026年）2月

朝霞市

朝霞市行政改革推進基本方針

1 基本方針策定の趣旨

本市では、昭和61年（1986年）に朝霞市行政改革大綱を策定して以来、行政の簡素効率化、自主財源の確保や組織機構の見直しなど、様々な行政改革に取り組み、一定の成果をもたらしました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、テレワーク、キャッシュレス決済など、様々な場面でのオンライン化が進み、人々の暮らしや働き方の変革が急速に進展しているほか、デジタル庁が掲げる自治体システムの標準化により、デジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保等を通して、デジタルの力による業務効率化や住民サービスの向上が求められております。

本市の財政状況として、歳入・歳出とも年々増加傾向にあり、近年でも人口の増加が続いていることから、主要な一般財源である市税も増加するものと見込んでいますが、歳出では扶助費等が増加傾向にあることに加え、公共施設、道路や橋りょうなどの都市インフラの老朽化対策としての支出も見込まれることから、より一層健全な財政運営を心がけていくとともに、朝霞市中期財政計画を踏まえて進めていく必要があります。

このような社会情勢や市民ニーズに的確へ対応し、早期に新たな行政課題を把握しながら、朝霞市行政改革推進実施計画（以下、「実施計画」という。）の見直しを行い、毎年度定めていくことにより、将来にわたって持続可能な行政運営を継続していくための体制を構築します。

2 推進に当たっての基本的な考え方

行政運営は、限られた行政資源の状況を的確に捉え、重要性の高い施策や事業に適切に分配することにより、満足度の高い市民サービスの提供を目的としています。この目的を確実に達成するために次の観点を持って市全体で行政改革に取り組みます。

（1）事務・組織運営の効率化

行政課題に対応するため、事務処理の合理化及び効率化を推進するとともに、組織機構の見直しや職員の能力向上を図り効率的な組織運営を行います。

（2）財政の健全化

今後、危機的な状況が見込まれる財政運営を持続可能なものとするため、職員のコスト意識を高めるとともに新たな財源の確保に取り組みます。

行政改革の推進に当たっては、こうした観点を持ちつつ、様々に影響してくる外部要因の変化に迅速に対応できるよう、機動的に改革の対象を選択していくものとします。

3 行政改革の進め方

(1) 行政改革推進実施計画の策定

行政改革の推進に当たっては、実施計画を策定し、具体的な取組の名称、推進部署、内容、数値目標等を記載します。社会情勢に応じて必要な取組を適宜定めることができるよう、実施計画は3年間を計画期間とし、毎年度見直して策定します。

また、取組については、本市の財政状況を踏まえ重点取組事項として位置付け、様々な外部要因に機動的に対応するため、3年間の計画の中途においても、新たな取組を取り上げることができるものとしします。

(2) 重点取組事項

本市では、扶助費、物件費、人件費が歳出の6割を超えていることから、重点取組事項として以下の3つを掲げ、経常経費の適正化による持続可能な財政運営に取り組みます。

- ①持続可能な財政基盤の整備
- ②公共施設の効果的・効率的な管理・運営
- ③DXの推進

(3) 実施

実施計画に基づき全庁において取り組みます。

(4) 効果検証・評価

実施計画に定めた各取組の進捗状況をまとめ、指標と実績との比較評価を行います。また、外部評価委員会等の第三者機関において進捗状況を報告し、市の取組に対する意見を求めます。

(5) 取組状況の公表

実施計画に基づき実施した取組の状況については、市のホームページ等を通じて市民に公表するとともに、市議会に対して報告を行います。

4 推進体制

(1) 庁内組織

全庁的に推進するため、次の組織を設置します。

①行政改革推進本部

市長を本部長とし、副市長、教育長及び部長級職員で構成する。基本方針、実施計画の策定のほか、行政改革に関するその他の重要事項を決定します。

②行政改革幹事会

各部署を代表する職員で構成する組織。基本方針、実施計画の案の検討のほか、行政改革に関する調査、研究等を行います。

(2) 第三者機関

外部評価委員会等の第三者機関において実施計画に基づき実施した取組の状況について報告し、知識経験者や関係団体代表者、公募委員から、市の取組状況について意見等を求め、今後の取組に反映させます。

5 その他

- (1) 本市は総合計画を最上位計画と位置付け、総合計画に基づく行政の推進を徹底していることから、行政改革の取組についても、総合計画との連動を図ります。
- (2) 本基本方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

6 資料（これまでの行政改革の取組）

- (1) 朝霞市行政改革大綱：昭和60年（1985年）～
 - ・事務事業の見直し
 - ・組織・機構の簡素合理化
 - ・給与の適正化
 - ・定員管理の適正化
 - ・民間委託、OA化等事務改革の推進
- (2) 第2次朝霞市行政改革大綱：平成8年（1996年）～平成15年（2003年）
 - ・事務事業の見直し
 - ・時代に即応した組織・機構の見直し
 - ・定員管理及び給与の適正化の推進
 - ・効果的な行政運営と職員能力開発の推進
 - ・行政の情報化の推進等による行政サービスの向上
 - ・会館等公共施設の設置及び管理運営
- (3) 第3次朝霞市行政改革大綱：平成16年（2004年）～平成22年（2010年）
 - ・組織改革と職員の意識改革
 - ・合理的で健全な行財政運営の推進
 - ・開かれた市政の推進
- (4) 第4次朝霞市行政改革大綱：平成23年（2011年）～平成27年（2015年）
 - ・行政サービスの選択と集中－行政評価の活用
 - ・市民ニーズと地方自治が重視される時代を捉えた組織と人づくり－組織改革と人材
 - ・合理的で健全な行財政運営の推進－持続可能な行財政運営
 - ・市民と行政をつなぐ仕組みづくり－情報公開と市民参画の推進
- (5) 第5次朝霞市行政改革大綱：平成28年（2016年）～令和2年（2020年）
 - ・効率的で効果的な行政運営と市民参加
 - ・安定した財政運営と財産の活用
 - ・機能的な組織運営と人材育成

朝霞市行政改革推進基本方針

【令和8年（2026年）2月発行】

発行 朝霞市

編集 政策企画課

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町 1-1-1

電話 048-463-1111(代表)

URL <https://www.city.asaka.lg.jp>